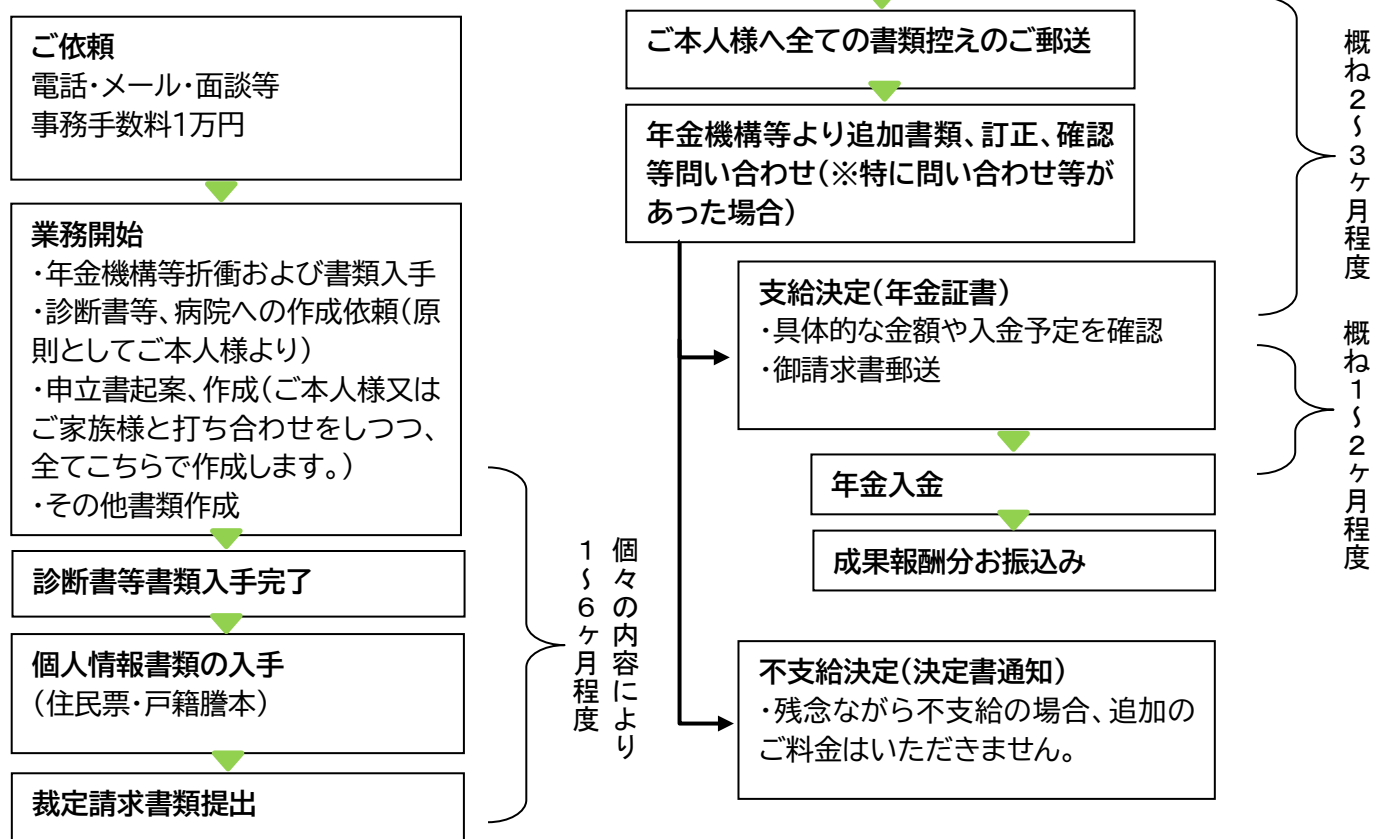


【 障害年金の申請をお考えのみなさまへ 】

●障害年金代行手続きの手順



【 必要書類 】

原本	コピー
住民票 ※住民票等の書類を入手することが難しければ、こちらの職権で立替受領することもできます。ご希望の場合はその旨お伝えください。	年金手帳のコピー ・ご自身のもの ・配偶者様の年金手帳コピー(配偶者様がいらっしゃる場合)
戸籍謄本	ご自身の名義の普通口座番号の通帳コピー(通帳開いて1枚目のコピー。※年金が決定した際に年金振込に使用される口座です)
所得証明(直近から〇年分) ※所得証明書は必要ない場合もあります。こちらからお願いするまで入手しないでください。	障害年金手帳のコピー(※お持ちの方のみ。写真のページ及び障害内容が入っているページ)

※住民票、戸籍謄本につきましては、提出日の 1 か月以内のものが必要となりますのでこちらからお願いするまでは入手しないでください。

【 料金 】

業務受注時 ⇒ 事務手数料10,000円。成果報酬のため詳しくは別途ご説明いたします。

実費について発生した場合は立替し、別途ご請求させていただきます。(診断書等文書作成料、振込手数料、住民票、戸籍謄本など)

【 連絡先 】

藤井法務事務所 障害年金研究室

TEL:011-252-7166(土日祝除く10:00～18:00まで)

HP:<https://shougainenkin-labo.jp/>